

垂井町第7次総合計画策定業務仕様書

1 業務名

垂井町第7次総合計画策定業務

2 目的

本町では、「垂井町第6次総合計画」（以下「現行計画」という。）の計画期間が令和9年度をもって終了することから、令和10年度を初年度とする「垂井町第7次総合計画」（以下「次期計画」という。）を策定する。

本計画は、同じく計画期間満了を迎える「垂井町まち・ひと・しごと創生総合戦略」（以下「総合戦略」という。）及び「垂井町国土強靱化地域計画」と一体的に策定するとともに、「垂井町行財政改革大綱」や「垂井町DX推進計画」の要素を包含し、本町の最上位計画として総合的かつ計画的な行政運営の指針とするものである。

次期計画の策定にあたっては、現行計画及び総合戦略の検証結果を踏まえつつ、社会情勢の変化や本町の現状・課題を客観的データに基づき分析する必要がある。

また、本町の有する歴史・文化、豊かな自然、交通の利便性といった「垂井町らしさ」を再評価し、町民・町外関係者（関係人口等）の多様なニーズを幅広く取り入れることが求められる。

そこで、本業務全般に関して高い専門性と豊富な経験及び最新の知見（ウェルビーイング、EBPM等）を有する事業者による業務を委託することで、効果的かつ効率的に次期計画の策定を行うことを目的とする。

3 委託期間

契約締結の日から令和10年3月24日（金）までとする

4 次期計画策定にあたっての基本的な考え方

別紙「垂井町第7次総合計画策定基本方針」のとおりとする。

5 業務内容

次期計画の策定は、基本方針に基づき、概ね以下の業務を行うものとする。

なお、業務内容は次期計画に必要と思われる事項を示したものであり、受注者の企画提案や経営統合会議等の結果により、内容の変更又は追加を求める場合がある。

(1) 計画準備

本業務の目的を十分に把握し、合理的かつ能率的な工程別の作業実施計画を立案し、発注者との調整を図る。

(2) 各種基礎調査の実施及び分析

地域経済分析システム RESAS 等を活用し、以下の整理・分析を行う。

- ① 本町の現況、特性の整理・分析
 - ・ 人口、産業、土地利用等の現況の整理、分析
 - ・ 類似団体との比較分析による本町の特徴、強み、弱みの整理、分析
 - ② 社会経済動向等の整理・分析
 - ・ 社会環境の変化やトレンドなどの動向等のデータ収集、整理、分析
 - ・ 国、県、近隣自治体の計画、民間プロジェクトの整理・分析、整合性の確保
 - ③ 政策分野別の個別計画の調査、整理
 - ・ 既存の個別計画との整合性の確保
 - ④ 政策課題の抽出及び政策の方向性のとりまとめ
 - ・ 前記の基礎調査や住民参画会議等での議論等を踏まえ、政策分野別にその方向性について体系的にとりまとめ、その体系をもとに取り組む施策を整理する。
- (3) 住民意識調査の実施及び分析
- 統計的信頼性が担保できる無作為抽出によるアンケート調査のほか、サイレントマジョリティの声を拾うための多様な手法を提案・実施する。
- ・ アンケート調査の企画、設問設定、実施、回収、集計、分析及び報告書作成
 - ・ 町民等参加の手法(ワークショップ等の多様な世代を対象とした対話の場)の提案・運営支援
 - ・ 調査結果及び町民等意見の次期計画への反映整理
- (4) 現行計画の検証・分析
- 現行計画の達成状況等の検証・分析及び課題の整理を行い、検証結果報告書を作成する。
- ・ 評価・検証のための手法(判断基準など)及び調書の提案
 - ・ 評価・検証のためのヒアリングの実施、結果の集計・分析
- (5) 人口推計の作成
- 最新の人口データに基づき、次期基本構想期間中の人口推計を作成し、計画への反映手法を提案する。
- (6) 主要プロジェクトの提案・作成
- 基礎調査や意見交換等を踏まえ、垂井町の特色(歴史・自然・交通等)を活かしたまちづくりを進めるための主要施策及び指標の提案・素案作成を行う。
- ・ 関連部署ヒアリングの実施
 - ・ ロジックモデル等、EBPMの考え方に基づく主要プロジェクト及び指標の提案・作成
 - ・ 成果を客観的に評価し改善に繋げるための評価方法の提案
- (7) 次期計画策定の支援
- 各種分析結果を踏まえ、次期計画に記載される内容(施策体系、骨子、施策等)

の提案・素案作成を行う。ここでも EBPM の考え方を前提とする。

- ・ 上位計画・関連計画との整合性確保、現行計画の体系見直し
- ・ 施策体系・骨子・施策・指標の提案・作成、関連部署ヒアリングの実施
- ・ 客観的評価方法の提案、次期計画の構成及び素案の提案
- ・ ノーコードツールやクラウド等を活用した進行管理手法の提案・提供
- ・ 成果品（計画書及び概要版）の編集・作成

(8) 次期計画策定にかかる各種会議等の支援

以下の会議について、運営手法の提案、資料・会議録の作成、必要に応じた出席・説明を行う。

- ① 経営統合会議の運営支援
- ② 検討委員会の運営支援
- ③ プロジェクトチームの運営支援（全庁的な取組として若手職員等のアイデアを引き出す手法の提案を含む。）
- ④ 総合計画審議会の運営支援（委員の旅宿泊費等の経費は委託料に含める。）

(9) 町議会提案に関する支援

町議会への提案・報告に係る資料作成等の支援を行う。

(10) デザイン・レイアウトを含めた計画案の作成支援

計画本編及び概要版（一般向け、子ども向けの2種類）について、ユニバーサルデザインを採用し、読みやすさに留意した図表・イラスト・写真等を用いたデザインを提案・作成し、文章等の校正を支援する。

(11) その他業務に必要と思われる事項に関する提案

6 垂井町が提供する資料

次のものを資料として提供する。

- (1) 垂井町第6次総合計画（平成30年～令和9年）
- (2) 垂井町人口ビジョン
- (3) 垂井町まち・ひと・しごと創生総合戦略
- (4) 垂井町国土強靱化地域計画（令和3年～令和9年）
- (5) 垂井町行財政改革大綱（第6次）（令和5年～令和7年）
- (6) 垂井町DX推進計画（令和6年～令和8年）
- (7) 垂井町各種統計データ
- (8) その他、政策分野別に策定している個別計画

7 提出書類

- (1) 契約締結後、速やかに提出するもの（各1部）
着手届、事業主任担当者届、作業実施計画表
- (2) 適宜提出するもの（1部）
打合せ議事録（主要な協議事項等があった場合、速やかに提出すること。）

(3) 事業完了後提出するもの

① 完了届

② 成果品

- ・ 計画書本編+概要版（一般向け、子ども向けの2種類）
- ・ 報告書（A4版カラー印刷）5部
- ・ 上記電子データ（記録媒体による。）
- ・ その他発注者が必要とするもの

※電子データの原稿はWord、Excel、PDFを基本とし、納品後、発注者が修正加除及び印刷が可能な状態でデータを作成するものとする。

8 事業費限度額

令和8年度から令和9年度の2年間で、20,000千円（消費税及び地方消費税の額を含む）とする。

9 業務の適正な実施に関する事項

(1) 関係法令の遵守

受注者は、本業務の実施にあたり、関係法令等を遵守しなければならない。

(2) 守秘義務

受注者は、本業務の実施に関して知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、業務終了後も同様とする。

(3) 受注者は、業務の実施にあたり、本町と十分な協議を行い、その意図や目的を理解した上で、適切な実施体制、人員配置のもとで進めること。

(4) 受注者は、業務の実施にあたり、業務にかかる最新の事例、情報を収集し、業務への反映を努めるとともに、実効性の高い具体的な提案を行うこと。

(5) 成果品等の帰属

本業務における成果及び業務作成上の資料は、全て町に帰属するものとする。従って、当該資料について町の承諾なしで複製、公表及び貸与してはならない。

(6) 打合せ

受注者は、町担当者と緊密な連携をとり、十分な打合せを行うとともに、作業の途中において中間報告を求められたときは、直ちに報告を行わなければならない。

(7) 業務の補償

業務の遂行にあたっては、十分な注意を払って行うこととし、受注者の瑕疵で町に損害を与えた場合は、その損害額を補償しなければならない。

(8) 成果品の検査

① 納品時及び業務完了時には、成果品の検査を受けなければならない。

② 成果品検査において訂正等がある箇所は、直ちに訂正しなければならない。

③ 業務完了後において受注者の責による業務の瑕疵が発見された場合、受注

者は直ちに当該業務の修正を行わなければならない。

なお、検査にあたっては、原則受注者の業務主任担当者が立ち会うものとする。

(9) 参考資料等の貸与

本業務において必要となる本町が保有する資料等は、所定の手続をもって受注者に無償で貸与することとし、業務完了後には、速やかに返却するものとする。なお、貸与された資料等については、本業務以外への流用は固く禁じ、万一資料等に損害を与えた場合は、受注者が責任を持って修復しなければならない。

(10) 参考文献等の明記

本業務に文献その他資料を引用した場合は、当該文献、資料名等を明記しなければならない。

10 その他

本仕様に定めのない事項や疑義が発生した場合は、別途協議するものとする。

垂井町第7次総合計画策定基本方針

1 計画策定の趣旨

本町は、「垂井町第6次総合計画」の基本構想に掲げた将来像「ひととまちが輝く地域共創都市」の実現に向けまちづくりを進めています。

一方で、急速な人口減少や労働力不足、物価高騰、自然災害の頻発化等が町民生活や地域経済に大きな影響を及ぼしています。

本町が有する交通の要衝としての利便性や、歴史的・文化的・自然的資源といった「垂井町のポテンシャル」を最大限に活かし、社会構造の変化に対応した持続可能な行政運営を図るため、令和10年度を始期とする新たな長期的なまちづくりの指針として、「垂井町第7次総合計画」を策定します。

特に、次期計画策定にあたっては以下の点を重要視します。

- ・ ウェルビーイング（地域幸福度）の重視：客観的指標に加え、「垂井町に住んでいて幸せか」という主観的幸福度を指標に設定し、持続可能なまちづくりを目指します。
- ・ EBPM（証拠に基づく政策立案）の実践：信頼性の高いデータ等を根拠とし、ロジックモデルを活用して政策・施策から成果に至る論理的つながりを明示し、妥当性のある成果指標を設定します。
- ・ 官民共創と関係人口の創出：計画策定の初期段階から民間企業、NPO法人、学生等多様な主体が参画する仕組みを構築し、関係人口の創出・拡大を促進します。

2 計画の構成（期間）

本計画は、「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」で構成します。

(1) 基本構想（10年間）

本町のめざす将来像と施策の基本的方向を明らかにし、議会の議決を経るものとします。

(2) 基本計画（前期5年・後期5年）

基本構想に沿って、必要な基本的な施策の方向を体系的に明らかにします。

(3) 実施計画

基本計画に沿って実施する具体的な事業を明らかにします。

3 総合戦略等との一体的策定

人口減少等の社会課題への対策を効果的に進めるため、次期総合計画は「総合戦略」及び「国土強靱化地域計画」と一体的な計画とします。併せて、デジタル社会への対応や持続可能な財政運営の観点から、「DX推進計画」及び「行財政改革大綱」の要素を包含する構成とします。

4 策定体制

多様な主体が参画し、協働で策定を進めます。

(1) 庁内体制

経営統合会議（議長：町長）のもとに検討委員会（委員長：副町長）及び若手等を中心としたプロジェクトチームを設置し、全庁的な知見を集約して原案・素案を作成します。広く職員意見も聴取します。

(2) 審議機関

多様な分野の代表者（20人以内）で構成する「総合計画審議会」を設置し、町長の諮問に応じた審議・答申を行います。

(3) 住民・多様な主体の参加

サイレントマジョリティの声を引き出すため、外国人住民、事業所、児童生徒、子育て世代等を対象とした意見を聴取できる機会を創出します。また、連携大学の学生による政策提言等も反映し、広報・HP・LINE等での積極的な情報発信とパブリック・コメントを実施します。

(4) 町議会との連携

策定の各段階で状況を報告し、意見を反映しながら基本構想の議決を求めます。

5 策定スケジュール

多様な対話を踏まえ、令和8年度と令和9年度の2か年で策定作業を進めます。基本構想の議決は令和9年12月議会を予定します。